

毎月一回は必ずセルフチェックを行いましょう

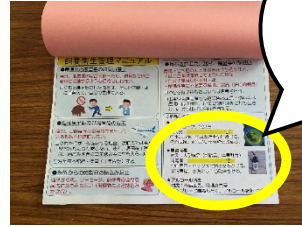
飼養衛生管理基準遵守重点項目(9項目)セルフチェックの手引き

：家畜防疫に関する基本的事項

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

「飼養衛生管理マニュアル」とは

- ・飼養衛生管理基準の必要な項目について書いている冊子です。
- ・農場毎に備える必要があります。



農場見取図
および
黄色部分を
全部記入

表紙をめくった最初がマニュアル部分

3-1 作成

- ・家保配布の冊子の追加分を記入し完成 OK。



3-2 設置

- ・農場や牛舎入口にいつでもみられるように置いてある OK。



3-3 周知

- ・わかりやすい場所に置いてある。
- ・目に付くところに「周知文」を掲示している。(家保から配布済み)



10 埋却地の確保

「埋却地」

口蹄疫のような伝染病にかかった家畜や汚染させたものは、埋却しなければなりません。埋却地は所有者が確保する必要があります。

- ・ **のいずれかで確保** OK

自己所有地(自分名義の土地)を確保
自己所有地以外で確保 「合意書」作成



：衛生管理区域への病原体の侵入防止

衛生管理区域に入る時

「衛生管理区域」

衛生管理を重点的に実施するため、外部と明確に区分する必要があります。「畜舎、運動場」、農場内で使用するエサ、堆肥、道具の「保管場所」、着替えや消毒せずに「作業者が行動する範囲」を網羅する敷地です。



15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

～ のいずれかと が出来ている OK

手指消毒用噴霧器 薬用せっけん 専用手袋の使用
*薬用を使用 *ビニール手袋や軍手でも可

掲示物の設置等により従業員や外来者にも周知されている。
・目につくところに「周知文」を掲示している（家保配布）



16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

16-1 専用衣服・靴の設置と着用

のいずれかと が出来ている OK。

農場に作業従者人数分の衛生管理区域専用衣服・靴を準備、着用。
自宅で専用衣服・靴を着用し、自宅と農場間を直行・直帰。
掲示物の設置等による従業員や外来者への周知。
・目につくところに「周知文」を掲示している。



16-2 更衣前後の交差汚染防止

～ すべて出来ている OK

更衣前後の衣服が接触しない区分管理。
履替え前後の靴底の消毒、動線を介した交差汚染防止対策。
更衣の際、手指の消毒を行っている。
掲示物等による従業員や外来者への周知。



出入口に「すのこ」を置き靴の履き替え時の靴底の交差を防止します。



出入口手前に踏み込み消毒槽を2つ置き、それぞれ「入る用」「出る用」に区別し動線の交差を防止（一方通行）。

17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

17-1 消毒設備の設置、使用

動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯等

消石灰帯による消毒の場合 1週間を目安に散布しましょう。



17-2 乗り入れた車の車内交差汚染

衛生管理区域に**乗入れる車両**

車両乗車部分の足元は、農場外のいたるところで乗り降りするので、農場内で乗降する際は、**車内交差汚染対策**が必要になります。

可能ならば、極力農場外に停車し、乗り入れないように。

のいずれかと が出来ている OK。

ブーツカバーを着用。

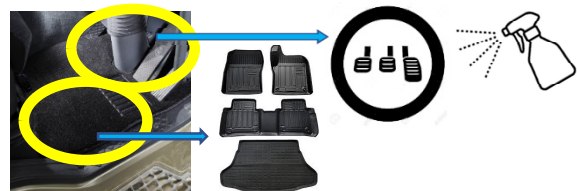
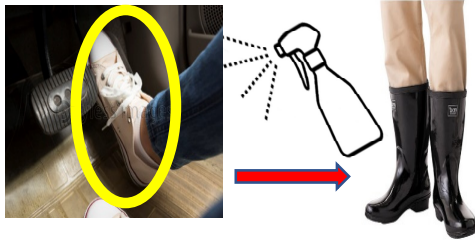
車内に消毒用噴霧器を常備し、乗り降り乗りの際に、靴底の消毒が適切に行われている（立ち入る者が携帯し実施する場合も同様）。



掲示物等により従業員や外来者にも周知されている。

携帯消毒器の活用

- 1) 農場降車前、車内常備の噴霧器で運転してきた靴底を消毒
- 2) 専用長靴に履き替える
- 3) 乗車していたフロアマット、ブレーキペダルハンドル等（大型車は乗降ステップ）を消毒



：衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

畜舎に入る時

23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等

更に、畜舎に入る際にも対策が必要です（方法は16と同じです）。

～ **のいずれかと が出来ている** OK

手指消毒用噴霧器

薬用せっけん

専用手袋の使用



掲示物の設置等により従業員や外来者にも周知されている。

- ・目につくところに「周知文」を掲示している

24 畜舎の入口における靴の交換又は消毒

消毒効果が確実に得られる状態で踏込消毒槽が設置されている

その他の方法で確実に消毒されている



置いてあるだけでなく、すべての人が出入りする際に**確実に消毒**することが重要です。

掲示物の設置等による従業員や外来者への周知。



消石灰乳消毒槽のすすめ **10%石灰乳：水 5 に消石灰 0.5kg**

：衛生管理区域外への病原体拡散防止

衛生管理区域から出る時

33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

入る時同様、**出る際**にも対策が必要です（方法は15と同じです）。

～ **のいずれかと が出来ている** OK

手指消毒用噴霧器
薬用せっけん
専用手袋の使用



置いてあるだけでなく、すべての人が出入りする際に**確実に消毒**することが重要です。



掲示物の設置等により従業員や外来者にも周知されている。

- ・目につくところに「周知文」を掲示している
(家保が配布)

34 衛生管理区域から退出する車両の消毒

車両関係も入る時同様、**出る際**にも対策が必要です（方法は17と同じです）。

動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯等

掲示物の設置等による従業員や外来者への周知。

